

## 農用地区域からの除外申出をされる方へ

土地所有者等から農用地区域内の農地の除外の申出により、下記の要件を満たしていれば、丹波市は変更を行うことができます。

その申出の締切は、年2回（5月20日・11月20日）にしていますが、随時、受付しています。また、変更完了までに要する期間は、除外申出の次回締切月から（受付月ではなく）、約6ヶ月以上（農業関係機関との協議、変更の周知等）の期間がかかりますので、ご了承下さい。また、転用には除外後、農業委員会への農地転用申請が必要になります。

### 除外申出に必要な書類

- 「農用地区域からの除外申出書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部  
添付書類①申出人の住民票謄本（法人登記簿謄本）・・・・・・・・ 1部  
（丹波市内に住民登録されている方の個人申出は省略可）
- ②土地登記簿謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ③・広域位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
    - ・付近見取図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
    - ・字限図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ④現地の写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ⑤・区長、農会長など地域の代表者の同意書・・・・・・・・ 1部
    - ・隣接農地（所有者・耕作者）の同意書・・・・・・・・ 1部
  - ⑥配置利用計画図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ⑦・用地選定経緯表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
    - ・上記土地の位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ⑧地域計画変更申出書（地域計画が策定されている場合） 1部
  - ⑨その他（事業計画に係る法令に係る行政庁の免許、許可・認可等が必要な場合は、その状況がわかる書類など）

### 除外申出の注意点（①～⑥全ての要件を満たさないと除外できません。）

- ① その土地以外に代替地が無い。
- ② 「地域計画」の達成に支障を及ぼさない。
- ③ 周囲の農地の集団性、利便性を損なわない。
- ④ 周囲の効率的かつ安定的な農業経営、農地の利用集積に支障を及ぼさない。
- ⑤ 周囲の水路、農道等の利用に支障をきたさない。
- ⑥ 土地改良事業等の公告工事完了年度の翌年度から8年を経過している。

除外不可の例…○太陽光発電施設等 ○建売分譲住宅 ○貸家住宅（アパート等）  
○除外申出人の親族等が所有し居住している住宅のある地域以外に建築する住宅  
○除外申出地の近くに、除外申出人又はその親族が所有している、除外の利用目的との利用関係が明確な土地が近くにない場合、等。

提出先 丹波市役所春日庁舎4F農林課農村保全係（74-1707）